

令和6年度第1回一宮市障害者自立支援協議会本会

開 催 令和6年7月23日（火）午後1時30分～3時20分

場 所 一宮市役所本庁舎14階1401大会議室

出席者 委員14人

運営会議メンバー11人 障害者基幹相談支援センター相談員1人

部会員4人 尾張西部圏域地域アドバイザー1人 事務局8人

1. 開会

- ・福祉部障害福祉課長開会宣言、福祉部次長あいさつ、欠席者確認
- ・議題（1）の会長及び副会長の選出まで、事務局にて進行

2. 議題

（1）会長及び副会長の選出について

- ・委員の互選により、会長、副会長に選出
- ・会長、副会長あいさつ

（要旨）議事の説明のため、運営会議や基幹相談支援センターの相談員が出席。尾張西部圏域地域アドバイザーには、各議題終了時に障害福祉に関する課題・最新動向などを拝聴。また議事録署名者を選出。本日は傍聴人がいないため、このまま議題を進行することを確認。

（2）個別支援会議（相談支援連絡会）の報告について

委託相談支援事業所等が集まり、個別支援会議報告を分析、地域課題を抽出し、運営会議に報告。

*事例

[対象者] 年齢 11歳 ADHD、ASDの疑い

両親、妹2人との5人世帯

[状況]

本児は「家に帰るのが怖い」「（父母から）家のことを言われて家を飛び出した」と発言あり。

元々、体調不良で学校を休むことが多いが、行けば楽しく過ごしている。

放課後等デイサービス事業所では、「お腹が空いた」と発言がある。妹たちの弁当を作っているようであったり、コインランドリーで乾かした衣服を畳むのが嫌という発言を聞いている。

病院受診時に体重測定を実施。年齢標準体重の8割程度。

母は気分のムラがあり、本児に厳しく当たることがある。母と本児の発言が食い違うことがあり、事実確認が難しい。

[個別支援会議で決定した支援方針]

体重の増減については、学校と病院、相談支援専門員訪問時に確認する。

食事面の状況把握は、学校と放課後等デイサービスで確認する。

気になることがあれば、相談支援専門員に情報共有し、必要に応じて関係機関で共有する。相談支援専門員は本児と二人で話をする機会を維持し、現状把握を継続する。

[個別支援会議から抽出した地域の課題]

・ヤングケアラーの課題

児自身がヤングケアラーであると自覚できるための教育や積極的な情報発信が必要。

・子どもを取り巻く関係機関との連携

児童虐待や子どもの権利擁護について、制度や対応を学ぶ機会が必要。関係者が日常的な連携体制の構築。

・本人、家族や介護者が気軽に話ができる場所がある地域づくり

本人だけでなく、保護者や家族が気軽に困りごとを発信し、必要な支援につながる場所、見守り体制を地域の中に増やしていく。

(2) 障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について

【障害者基幹相談支援センター報告】

[相談支援体制の強化]

地域の相談員向け学習会の企画・運営。市内相談員の知識向上、支援体制強化を目的。今年度から主任相談支援専門員に協力を仰ぎ、それぞれのスキルに合わせた内容を企画。高齢者、医療、児童との連携を図る内容を企画。

[権利擁護に関すること]

・障害者虐待防止に向けた取組

障害者虐待防止に向けた普及啓発活動として、9月24日に尾張西部圏域アドバイザー事業と基幹相談支援センターとの共同開催で、虐待防止講演会を開催予定。

障害者虐待防止センターとして、通報の受理、調査。障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導、助言、養護者に対する支援を行う。

障害者虐待が発生した場合の流れをフローチャートに基づいて説明。

・障害者差別解消に向けた取組

令和5年度の相談件数は0件。令和6年度は現時点で1件の相談有。

*相談内容

発達障害 精神障害者保健福祉手帳3級

障害者雇用枠で一般企業に就労

主治医から処方されている薬を内服していたが、1年前に産業医、保健師、人事担当者から内服している薬を理由に勤務に関わる時間の運転は認められないと言われ、通勤方法を変更した。今まで運転は認められており、事前の説明が無かったことは障害者差別にあたるのではないかと。

→障害者差別解消法第13条 事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者雇用促進法の定めるところによる、とあるため、愛知県労働局が管轄と確認し、つなぐ。

普及啓発として、令和6年4月から合理的配慮の提供が義務化。リーフレットを更新。福祉マルシェ、商工会議所、図書館等に配布。今年度からはハローワークを通じて企業への周知を検討。

[今後に向けて]

- ・相談員向けの学習会等を定期的実施し、地域相談支援体制の強化を継続。
- ・障害者の尊厳を守り、虐待を防ぐために適切な支援とともに虐待防止の啓発。
- ・障害者の差別解消に向けて、企業、教育関係等へ普及啓発。
- ・障害者が安心して生活ができる地域づくりを推進。

【虐待防止センター報告】

[相談・通報・届出件数等]

- ・令和5年度相談・通報・届出件数 107件 132人

養護者虐待 59件、施設従事者虐待 48件、使用者虐待 0件

- ・令和4年度相談・通報・届出件数 46件 48人

養護者虐待 32件、施設従事者虐待 14件、使用者虐待 0件

通報件数が大幅に増加している。

令和5年度の通報元は、養護者虐待の場合、警察、相談支援専門員からの通報が多い。

施設従事者虐待の場合、当該施設元職員、当該施設その他職員の順に多い。

- ・虐待認定件数は養護者虐待 22件、施設従事者虐待 6件 計 26%の認定率。

令和4年度の24%より高くなっている。施設従事者虐待について、通報73人に対し、認定人数は31人でみると、42%の認定率。

- ・虐待認定をしていない事例についても、利用者に対する支援に改善を求める指導、研修の場を設定等、支援を行う。

[被虐待者の障害種別、虐待種別、虐待者の続柄、被虐待者の性別、年齢]

- ・報告資料を元に確認。

[虐待に対する対応状況]

- ・22件の虐待認定のうち、8件を分離対応。契約による福祉サービスの利用。分離していない14件は、サービス等利用計画の見直し、虐待者への指導、助言、見守り。

[普及啓発について]

- ・障害者虐待防止講演会を開催。
- ・令和5年10月16日 講師 一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事
- ・テーマ「障害のある人もない人も人権と権利が守られる街づくり」
- ・119名が参加

障害者虐待の対応は深刻化する前に早期発見、早期介入が重要。障害者虐待防止法では、保健、福祉、医療、労働等の関係者も早期発見に努めることと規定。また、警察や医療機関、法的専門家、地域の方と連携を取りながら対応することが必要。今後も協力をお願いします。

【議題(2)、(3)についての質疑応答】

委員からの質疑はなし。

【地域アドバイザーの意見】

- ・相談支援連絡会

現状、相談支援連絡会は委託相談支援事業所の連絡会になっている。一宮市全体の連絡会はない。特定相談支援事業所は協議会に関わっていないことが気になった。特定相談支援事業所も関わる形を検討してほしい。

- ・基幹相談支援センター（虐待防止センター）

本会は各部会の報告等議題が多く、時間がタイトである。虐待の報告もあるが、この内容について、委員の方が確認することができない。以前も伝えたが、他市町村だと、虐待防止対策連絡協議会、虐待防止対策推進協議会と別の場を設けている。具体的な対応や認定について、様々な見識をお持ちの方から意見をいただいている。本会の中に入れてしまうので、時間が限られてしまう。この形では議論を深めることが困難である。別の位置づけの会を新たに設けることにより、本会自体の進め方も変えられると思う。愛知県の場合、障害者虐待防止と差別解消推進会議の形でやっている。中身に踏み込んだ議論ができると思う。

（運営会議委員）

相談支援連絡会は委託相談支援事業所が集まる。特定相談支援事業所は計画相談学習会の場において集まっている。

（地域アドバイザー）

相談支援は学習会ではなく、連絡会の立場が必要である。

- (4) 生活支援部会、子ども部会、就労支援部会、運営会議等の報告について

【生活支援部会】

[1. 人材確保プロジェクト]

- ・障害福祉サービスの仕事を多くの方に知ってもらい、ともに働く仲間を増やすことを目的として活動。
- ・「いちのみや福祉ジョブフェスタ 2024～みらいに逢を～」令和6年9月28日 i-ビル シビックテラスで開催（6回目の開催）
- ・「バスツアー」令和6年11月12日開催予定 障害福祉の仕事を知っていただく企画。

[2. ヘルパー連絡会]

- ・ヘルパー事業所のネットワークや支援力向上のための研修企画。
- ・令和6年3月21日 管理者・サービス提供責任者が集まり、支援内容や事業所の課題等の意見交流。グループワーク形式で意見交流会を実施。
- ・ヘルパーの高齢化や人材確保の工夫について情報共有。

[3. 研修プロジェクト]

- ・令和6年度から新たに発足。各部会、プロジェクト等で企画された研修を統括して多くの支援者に共有。
- ・令和6年6月17日 「災害地支援のため今できることを考える～私たち支援者の役割」と題し、実際に現地支援に入ったNPO法人代表による講演会を開催。約90名の参加。

[4. ホーム連絡会]

- ・居住系事業所のネットワーク、暮らしの支援についての情報交換、世話人等のスキルアップを図る。
- ・令和6年3月5日 事業所や地域の課題について交流。また、相談員が利用者向けに情報を提供する際に活用できる「グループホーム等事業所情報提供シート」を作成。
- ・令和6年6月5日 指導監査室職員を招き、運営基準、報酬改定について話を聞く。また、障害者虐待の実情と防止の取組みについて学習。

[5. 防災プロジェクト]

- ・緊急の事態が起きたときに、地域の中で障害のある人を守るためにできることを考える。
- ・6月26日 危機管理課とコラボで、資機材組立訓練を社会福祉法人で開催。

[6. 行動援護サポートプロジェクト]

- ・強度行動障害のある方の地域での暮らしをサポートする。
- ・2月13日 5年未満のスタッフを対象に研修会を開催。35名の参加。あいち発達障害者支援センターから講師を招き、冰山モデルを用いた支援方法を学ぶ。
- ・地域支援を目的とする「ほんわかいちのみや」の活用方法を検討。

[7. 警察プロジェクト]

- ・障害のある方が地域で安心して暮らすために、警察（お巡りさん）と考える。
- ・今年度は下半期に開催予定。

[8. 普及啓発プロジェクト]

- ・今年度から開設したプロジェクト。
- ・SNSを活用し、自立支援協議会、生活支援部会をより多くの方に周知することを目的。

[今後の予定]

- ・人材確保に向けた活動の継続、障害福祉に関する地域に向けた普及啓発、理解促進。
- ・事業所のネットワークを活用し、研修等の企画。行動障害の方に対応できるよう、支援者のスキルアップ。
- ・地域生活支援拠点連絡会議と連携し、障害のある方を地域で支える仕組みづくりの検討。
- ・大災害が起きたとき、障害のある方も取り残されないよう安全を担保できる仕組みの検討。
- ・意思決定支援を大切にした取組の検討。

【子ども部会】

子ども部会は、公のメンバーが多く、入れ替わりが激しい。その部分をどう補うかが毎年度の課題。各機関の情報交換・情報共有を行い、障害児を取り巻く現状の把握、課題の洗い出し検討。今年度はグループ活動に加え、全体会にも力を入れる。

[全体会]

- ・令和5年度の個別支援会議事例の中から、重点課題として「不登校児の支援」が挙げられた。ここに着目し、今年度子ども部会で取り組む。

[不登校児の支援]

- ・現状を把握する。実数、状態、学校教育課や各学校の支援。学校以外の不登校児に対する支援。他市町の取組み。
- ・一宮市は早期に対策を練るため国の不登校の定義より、厳しめにしている。
- ・不登校の実数としては、国や愛知県と同程度。学年別として、中学校2年生が最も多い。小学校6年生から中学校1年生の移行時期も増加傾向。
- ・不登校の低年齢化も進んでいる。保育園にも登園できていない児が、そのまま小学校にも登校できていないケースもある。
- ・不登校の要因は、家庭環境、学校内でのトラブルに加え、児の発達特性上、集団生活の適応が困難なケースも多い。

[学校教育課・学校の不登校児に対する取組み]

- ・家庭訪問や電話連絡等、定期的にアプローチ。各学校のスクールカウンセラー、拠点校在中のスクールソーシャルワーカーと連携し対応。一宮市として、中学校にサポートルームを開設。現在7校ある。小学校は3年生以上ではあるが、1人1台端末を持ち、「心の天気」の運用を開始。
- ・学校外としては、市内に4ヶ所ある教育支援センターで過ごす。出席扱いになる。また、教育センターや学校教育課での相談も行う。

[学校以外の不登校児に対する支援]

- ・医療機関では、「児童・思春期デイケア」を開設。小学校4年生から中学校3年生が対象。利用日は学校の出席扱いになる。小学校1年生から4年生までを対象とする、長期休

み期間 10 回集団プログラムを実施。また、中卒以上 25 歳までを対象とする「高校生青年期コース」も開設。低年齢から始まった不登校が将来の大人の引きこもりになっている現状がある。どこかの段階で、地域とつながる、家庭から出る経験をできるようにする。

- ・障害児相談支援、療育相談で対応。児童発達支援、放課後等デイサービスで学校や保育園に行くことができない子に対し、支援を提供しながら学校や相談支援事業所との連携を図る。

[他市町の不登校への対応]

- ・A市 校外フリースクールをイオンモール内に開設。
- ・B市 不登校、行き渋りの小中学生対象の NPO 法人運営のフリースクールが高校生以上を対象に居場所づくり。
- ・C市 学校での定期健康診断が受けられない児が学校外で健康診断を受けられるように費用を補助。

[放課後等デイサービス事業所連絡会グループ]

- ・事業所の資質の向上と事業所間の連携を深める。これに関しても、不登校に重きを置き、講演会とグループワークを実施。

[児童発達支援事業所連絡会グループ]

- ・児童発達支援センターを中心に、事業所の資質の向上と事業所間の連携を深める。
- ・サポートマップを活用し、グループワークを実施。
- ・今後の予定として、放課後等デイサービス事業所連絡会グループと合同の講演会を開催予定。「子どもの虐待について」をテーマとする。

[普及啓発グループ]

- ・発達障害に対する正しい知識を持ち、理解する重要性を保護者にも支援者にも広く啓発することを目的とする。
- ・サポートブックの簡易版（幼児期）を作成し、普及啓発を図る。
- ・令和 6 年度 子ども部会講演会 12/11
講師 特別支援教育ネット代表
内容 不登校児への理解と対応について

[今後の予定]

- ・不登校について継続的に話し合う。不登校への理解を深めること、不登校児の現状と関係機関の対応や支援の確認。家族を支援できる資源の洗い出し等を行う。
- ・教育、福祉、医療、地域との連携。
- ・その他、障害児に関する様々な課題に対し、官民協働で取り組み体制づくりの構築。

【就労支援部会】

[福祉マルシェ i・愛・逢マーケット]

- ・前年度の同時期と比較し、約 33 万円の売り上げ減。

- ・令和6年1月の名鉄百貨店一宮店閉店に伴い、2月からイオンモール木曽川店で月2日間開催。
- ・福祉事業所の就労支援事業収入を改善するため、上記とは別に医療機関にて月1回、第1水曜日にマルシェを開催。7月3日に初開催。
- ・一宮駅構内でよい条件で出店する方法はないか、引き続き検討。

[就労支援事業所勉強会]

- ・9月13日 就労移行支援、就労継続支援A型、B型を対象に開催予定。就労選択支援事業、就労アセスメントについて実施。

[企業交流会について]

- ・10月に開催予定。一般企業20社を募集し、オンライン形式で開催。

[その他]

- ・就労支援機関見学会について。
11月に開催予定。就労移行支援、就労継続支援A型、B型を一般企業が見学。
- ・ハローワーク一宮管内の雇用失業等情勢について。
- ・就労継続支援A型事業所勉強会について。
- ・就労支援機関マップ 令和6年12月末時点の情報で更新予定。
- ・一宮東特別支援学校進路講話 7月30、31日の2日間実施。
- ・一宮特別支援学校中等部への出張授業 令和6年11月予定。
- ・ピアサポート活動 就労移行支援事業所の卒業生を対象とした集まりを就労支援部会で組織化の検討。

[今後の活動方針]

- ・報告内容について引き続き協議し、具体化する。
- ・部会の効率的な運営について協議する。

【日中活動事業所連絡会議】

会議を3ヶ月に1回開催。毎回約40名の参加。コロナ後はオンライン形式で開催。7月30日開催時は久しぶりに対面形式で開催。

[会議の目的]

- ・障害児の進路保障。特別支援学校卒業後の進路確保のための情報交換、実際の事業所での対応について交流。
- ・日中活動事業所における実践の質の向上。
- ・コロナ禍における関係機関の連携の継続。

[会議の内容]

- ・複数の生活介護事業所の併用を希望する方が多かった。
- ・意思決定支援の実践、会議。物価高騰の中での利用者の生活。
- ・障害者虐待、差別解消の話題。合理的配慮の義務化。
- ・ヤングケアラーの問題。

[今後の活動予定]

- ・誰もが参加しやすく、継続参加できるような雰囲気づくり。
- ・対面方式、オンライン方式、それぞれの良さを総括し、多様な開催方法の検討。
- ・自立支援協議会を通して、関係者が繋がっている状況を意識した活動を推進。

【触法障害者支援連絡会議】

年3回実施

参加者には司法関係者が多く参加し、ネットワークづくりと情報共有が目的。

[令和6年3月開催の報告]

・名古屋ダルクの活動紹介

様々な依存症がある。依存症は病気である。辞めたくても辞められず、日常生活に支障をきたす。

依存の問題を抱える当事者、家族への回復支援。啓発教育・指導、講演活動、初期介入を行う。

・依存症回復の支援

入所から退所まで4段階のプログラムに取り組む。一つずつ階段を昇っていき、最終的には施設を出る。基本的に当事者主体によるプログラム。

・グループワーク「アルコール依存症のある障害者支援について」

社会資源としてのダルクの存在を確認。見放しの立ち位置の必要性。柔軟な支援。

・名古屋ダルクが触法障害者支援連絡会議の構成員として承認され、今年度から参加。

[今後の活動予定]

- ・障害のある方が罪を犯し、逮捕され、地域に戻り様々な支援の中で暮らしにつながるまでの一連の動きを取り上げる。
- ・第2回開催時、地域定着支援センター職員が触法障害者支援連絡会議を見学予定。

※議題の途中ではあるが、ここまでで質疑応答。

(本会委員) 質問ではなくアナウンスになる。能登半島の地震を経験し、医師会としても災害時の医療体制について協議している。医師会は、救護所を設置することを検討している。例年、その場所で行われるトリアージと呼ばれる重症者の区分を決めるための訓練をやっている。今年の6月15日からささえiネットを通じ、介護、福祉に従事している方々にも研修会に参加してもらった。障害福祉事業所の参加者から、来年もこのような会を開いてもらいたいとの意見をもらった。来年も継続して開催予定としている。9月14日には、令和6年度在宅医療セミナーとして、「能登半島地震の救助活動に参加して～地域の災害対策を考える～」と題して、医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方もシンポジストとして参加いただく。障害福祉に関わる方にもぜひ参加していただきたい。

【医療的ケアネットワーク会議】

昨年度から二つのグループ会議に分けた。親会は医療的ケアネットワーク会議。

- ・医療的ケア児支援グループ会議

医療的ケア児等コーディネーター体制が整備。

医療的ケア児の就園先の確保。

学校教育課、保育課、特別支援学校、児童発達支援センターから新年度の就園、就学状況を確認。

- ・医療的ケア者支援グループ会議

おでかけマップの完成。

災害時への対策。

第3号研修受講ヘルパーへの人材確保。

[活動報告]

- ・第3回医療的ケアネットワークシンポジウム開催。にしおわり医療的ケア児支援センター主催に協力。

3/17 講師 埼玉医科大学総合医療センター小児科教授

内容 「医療的ケア児を取り巻く課題と解決策の取組み」

一宮市、稲沢市の医療的ケア児等コーディネーターも参加。

- ・うきうきプロジェクト

3/3 うきうきフェスタを一宮医療療育センターで開催。今年度は12/1に開催予定。

- ・福祉ナース交流会

医療的ケアに関わる看護師の勉強会。

- ・医療的ケア児等コーディネーター会議

全員把握の方法やコーディネーターの役割について打ち合わせを実施。

[今後の活動予定]

- ・医療的ケアシンポジウムの開催。

2025/3/9 飛騨市長の講演。

- ・医療的ケアネットワーク会議

全数把握、全員把握方法についての戦略。福祉総合相談室が主体となって、全員把握の方法を検討し、少しずつ具体化。

訪問看護師が市立以外の保育園や学校に入ることができないか議論。

災害時対策。

第3号研修が可能なヘルパー事業所の検討。

- ・うきうきプロジェクト

12/1 うきうきフェスタを開催。

- ・福祉ナース交流会

秋頃実施予定。

【地域生活支援拠点連絡会議】

障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的に開催。

〔地域生活支援拠点〕

- ・令和6年3月の報酬改定で、地域生活支援拠点の充実が図られた。
- ・情報連携等のコーディネート機能の評価、コーディネーターの配置、緊急時の重度障害者の受入機能の充実。
- ・通所系サービス事業所も緊急受入の対応をした場合、加算が認められる。短期入所の緊急受入は元々加算の対象であったが、内容の見直し。
- ・地域移行に向けた動機付け支援に係る評価
地域移行という別の仕組みがあるが、動機付けにまるわる支援を行った場合、施設入所支援に加算が付く。
- ・令和5年4月から地域生活支援拠点の登録制を開始。相談機能、緊急対応（短期入所）。途中から相談機能の中に、地域の体制づくりの仕組みが追加。
- ・令和6年4月からは登録事業所の拡大。緊急対応が短期入所だけでなく、施設入所支援、ヘルパー事業所、日中活動事業所に拡大。

〔活動報告〕

- ・登録事業所が集まり、年3回連絡会を開催。
生活支援拠点事業の理解・啓発、機能の確認・課題抽出、一宮市に即した事業の構築・展開を論点としている。
- ・医療的ケアが必要な方の短期入所の利用先がない。
福祉型短期入所での看護師配置がない場合が多く、医療的ケアが必要な方の受け入れ先が狭まる。
→短期入所中に訪問看護など利用できるといいが制度的に難しい。利用者の実費負担を補助できないか。法人内や事業所間の協力で看護師が業務応援する場合の補助があるといい。
- ・グループホームの住み替え体験ができないか。
→事業所、相談員ともに必要性やニーズが高いという意見が多数出る。現在のグループホームに籍を置きながら、別のグループホームの体験ができないか。そうすることで、利用者へ選択の機会が生まれる。事業所から事業所へ引き継ぎを行うことで、事業所の支援力の底上げにつながる。

【運営会議報告】

「活動状況」

- ・毎月開催
- ・個別支援会議報告分析 定例5件 簡易6件
- ・日中サービス支援型グループホームのヒアリング 3件

- ・ 障害者虐待、差別事案の協議

【個別支援会議事例の分析をとおした地域課題解決の取組みに関する報告】

- ・ 2023 年度重点課題への取組み

2022 年度の課題抽出より重点項目を選出。①連携、②不登校・児への支援、③人材不足、④医療的ケア、⑤権利擁護について、各部会、連絡会議で検討、活動に反映。

- ・ 2024 年度重点課題への取組み

2023 年度の個別支援会議報告の検討・課題抽出により、継続の課題も含め、㉗連携、㉘権利擁護、㉙地域づくり・インフォーマルに関すること、㉚福祉サービスに関すること、㉛家族関係、㉜子どもに関すること を重点課題とする。

- ・ 地域課題の解決に向けて

相談支援連絡会から抽出された地域課題を運営会議で検討。自立支援協議会全体で課題解決に取り組む。

課題やニーズの多様化に応え、新たな社会資源の創設、市ならではの支援の仕組みづくりを官民協働で進める。

(5) 第 6 期一宮市障害福祉計画（含第 2 期一宮市障害児福祉計画）の進捗状況等について

- ・ 第 6 期一宮市障害福祉計画・第 2 期一宮市障害児福祉計画の令和 5 年度の進捗状況を報告。
- ・ 全体的に令和 4 年度に比べ、令和 5 年度の実績は増加。
- ・ 生活介護は前年度に引き続き、総量規制の対象。就労継続支援 B 型は見込量を下回っているが、実績としても提供体制を十分満たしているため、令和 6 年 4 月から総量規制の対象。
- ・ 障害児通所支援のサービスについても、令和 5 年 10 月から児童発達支援、令和 6 年 4 月から放課後等デイサービスが総量規制の対象。
- ・ 医療型児童発達支援は肢体不自由児に対して提供されるものだが、令和 6 年度から児童発達支援に一元化。
- ・ 地域生活支援事業の見込量と実績についての説明。
- ・ 第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画は、毎年度の実績値、利用者数の伸び等、実情に応じた見込量を設定。

【議題（4）、（5）についての質疑応答】

委員からの質疑はなし。

【地域アドバイザーの意見】

- ・ 生活支援部会

人材確保はずっとテーマである。

障害者の方の受入れ施設が不足しているという報道がある中、一宮市では暮らしの場所があるのか、ないのか、部会で話をしてほしい。

- ・子ども部会

不登校、ヤングケアラーの問題を障害者自立支援協議会の子ども部会の切り口でやることについて、考え方に違和感がないのか。会長から意見もいただきたい。

- ・就労支援部会

今どのようなことが課題で、その課題に向けて何をしているか。令和7年10月から始まる就労選択支援事業がどのような内容か心配している。地域に就労選択支援事業がないと、来年の特別支援学校の卒業生が困るだろう。それに対してどう考えるか。大きな課題であるので協議してほしい。

- ・日中活動事業所連絡会議

総量規制の話があった。新しく利用することができない状態で、障害者の方々のお困りの部分がないのか、検証をお願いしたい。

- ・触法障害者支援連絡会議

先日、厚生労働省から、全国の触法障害者支援の人材育成の部分に協力してくれないかと連絡があった。一宮市の取組みを参考にして人材育成に活かしていきたいとの依頼。改めていい取り組みを行っているかと再認識した。

- ・医療的ケアネットワーク会議

能登半島地震で、医療的ケアのある方たちが一人も命を落とさなかったという快挙。なぜそうできたのか、一宮市については、そういった体制になっているのかが気になる。全員把握をした上で、制度を超えたサポートする仕組みができないと難しい。

(6) その他

- ・障害福祉サービス事業所への行政処分について

愛知県主体でグループホーム連絡協議会も立ち上げられた。入居者には意思表示が上手くできない方もいるので、拾い上げていくことが重要。相談支援事業所にもお願いし、体制を整えていく必要がある。

- ・障害者自立支援協議会の在り方について

厚生労働省、こども家庭庁からの資料
要保護児童対策協議会、重層的支援会議との連携。
障害者自立支援協議会の在り方を研究していく必要がある。

- ・次回会議日程

第2回 令和7年2月3日(月)

会場 一宮市役所本庁舎

3. 閉会

- ・会長あいさつ
- ・障害福祉課長から閉会宣言